

報道関係者 各位

平成 30 年 10 月 1 日

【照会先】

人材開発統括官人材開発政策担当参事官室

参事官 相本 浩志 (内線 5920)

職業能力開発指導官 岡林 由季 (内線 5602)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)3377

今年度から「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン 適合事業所認定」を本格的に実施します

～平成 30 年度の申請受付を 10 月 1 日から開始～

厚生労働省は、今年度から「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」（以下、「ガイドライン適合事業所認定」）を本格的に実施します。本日から、平成 30 年度の申請受付を開始しましたので、お知らせします。

「ガイドライン適合事業所認定」とは、公的職業訓練（ハロートレーニング^{※1}）と民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とするものです。実際に公的職業訓練の質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関に対して審査を行い、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン^{※2}」に基づいて、適合している事業所を認定します。認定を取得した事業所には認定証が付与され、有効期限は交付日から 3 年間となります。

平成 30 年度事業では、120 事業所程度の審査認定を予定しています。

厚生労働省では、この事業を通じて、民間職業訓練機関における公的職業訓練の更なる質の向上を支援していきます。

※1 働こうとする方、働く方すべてを対象として、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的制度

※2 厚生労働省が平成 23 年度に策定

<認定取得のメリット>

■組織内のメリット

- ① 訓練の質の向上につながる（業務フロー再構築、組織内の意識の共有化など）

■対外的なメリット

- ② 適合事業所名が公式 WEB サイト上で公表される
③ 認定証が付与される

※ さらに、求職者支援訓練の認定申請と公共職業訓練のうち委託訓練の委託先機関の選定において加点要素とすることを予定しています。詳細はガイドライン適合事業所認定の公式 WEB サイト (<http://www.minkan-guideline-tekigo.info>) をご確認ください。

[資料 1] ガイドライン適合事業所認定リーフレット

[資料 2] ガイドライン適合事業所認定の審査認定機関リーフレット

<申請のスケジュール>

申請書類の受付開始：平成 30 年 10 月 1 日

申請書類の提出期限：平成 30 年 11 月 30 日

申請から認定までの期間：2 か月半～3 か月程度

<審査認定機関>

- ① 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

URL：http://www.sgec.or.jp/scz_n/g-tekigou.html

(主な審査領域：専門学校及び各種学校など職業訓練を実施している学校法人等)

- ② 一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会

URL：<http://www.jad.or.jp/activities/tabid/252/Default.aspx>

(主な審査領域：資格取得や技能習得を目的とした職業訓練を実施している民間教育訓練機関)

- ③ JAMOTE 認証サービス株式会社

URL：<http://www.jamotec.co.jp/>

(主な審査領域：高度な実務人材の養成を目的とした職業訓練を実施している民間教育訓練機関／遠隔地を含む地方都市で職業訓練を実施している民間教育訓練機関)

【参考】

■ガイドライン本文

厚生労働省ホームページよりダウンロードが可能です。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html

平成30年度の厚生労働省委託事業において、

公的職業訓練に関する職業訓練 サービスガイドライン適合事業所認定

(略称:ガイドライン適合事業所認定)

を実施します。

▶ 制度の趣旨

公的職業訓練と民間教育訓練機関²のマネジメントの質の向上を目的とし、実際に公的職業訓練の質向上に取り組んでいる民間教育訓練機関に対して審査を行い、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン³」に基づき、ガイドラインに対する適合の可否を認定します。
(以下、「ガイドライン」という)

～ これまでの経緯 ～

平成23年度「ガイドライン」策定

平成25～29年度「ガイドライン」周知・普及

- ①民間教育訓練機関へ周知
- ②厚生労働省HPに掲載
- ③講習会開催・個別相談会開催等

平成28・29年度
「ガイドライン適合事業所認定トライアルテスト」実施

平成30年度より
「ガイドライン適合事業所認定」実施

～ ガイドラインで提示されている指針の概要 ～

- ◆ 職業訓練サービスについて
ニーズ等の明確化・設計・実施・モニタリング・評価
- ◆ 民間教育訓練機関のマネジメントについて
マネジメントシステムの確立・事業戦略及び計画・情報共有・記録及び文書管理・財務管理及びリスク管理・人事管理・人的及び物的資源の管理・見直し及び改善

審査・認定に関する概要は裏面をご覧ください。

【平成28・29年度 トライアルテストに参加された事業者の声】

ガイドラインについて社内で認識あわせができ、公的職業訓練の質を向上するための仕組みを再構築することができた。

公的職業訓練の質の向上を図るために参加し、質を担保する仕組みについて改善点がわかった。

ガイドラインを理解した上でマニュアル(手順)を確立し記録を残すことが重要であると気づくことができた。



平成28・29年度「ガイドライン適合事業所認定トライアルテスト」参加事業者へのヒアリングから得られた意見の一例です。

- 1: 本事業でいう公的職業訓練とは、公共職業訓練のうち委託訓練と、求職者支援訓練を指します。
- 2: 本事業でいう民間教育訓練機関とは、あらゆる規模の民間の組織又は個人で、職業訓練サービスを提供する者を指します。職業訓練サービスの提供に関与する全ての協力者を含みます。
- 3: ガイドラインは厚生労働省により策定され、以下の厚生労働省ホームページよりダウンロードが可能です。
<厚生労働省ホームページ> http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html

お問い合わせ

■本事業受託団体 一般社団法人人材育成と教育サービス協議会

TEL: 050-7530-3988 (平日10時～17時)

FAX: 03-3552-5402 E-mail: tekigo@jamote.jp



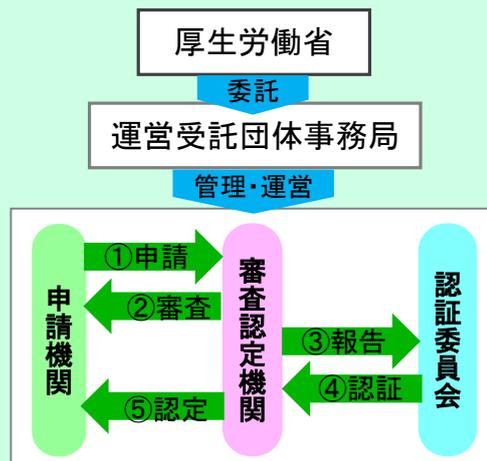
あしたを拓く人を創る

厚生労働省 人材開発統括官

ガイドライン適合事業所認定の審査・認定の概要

➤ 審査・認定の仕組み

- ① ガイドライン適合事業所認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、厚生労働省から委託を受けた審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。（※申請には、審査認定機関が定める所定の審査認定料がかかります。）
- ② 申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が事業所を訪問し現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているかを判断し、認定の可否を決定します。
- ③ 審査認定機関は審査結果（認定の可否）を認証委員会へ報告します。
- ④ 審査認定機関による審査結果（認定の可否）を認証委員会が認証します。
- ⑤ 適合の場合には、審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。



➤ 申請から認定までの主な流れ

※印の段階においては、審査認定機関から申請機関へ書類の修正や追加提出、是正活動等を依頼する場合があります。

申請	審査認定機関を選ぶ	審査認定機関は複数あり、それぞれ特色がありますが、審査内容や手順は同じです。審査認定機関については公式Webサイトにてご確認ください。
	申請書類の作成～提出※	申請書類等を公式Webサイトよりダウンロードし、申請手順を確認の上、審査認定機関に提出して下さい。
	審査認定料の支払い	審査認定機関の指示に従い、金額・支払期限等をご確認の上、審査認定料をお支払い下さい。
審査	書類審査の実施※	提出された申請書類等を基に審査員が行います。書類審査の結果は審査認定機関より通知されます。
	現地審査日の確定	書類審査の完了後、審査認定機関と事業所とで日程調整を行い、現地審査日を確定します。
	現地審査の実施※	審査員が事業所を訪問し、現場確認や関係者ヒアリング等を行います。所要時間は3時間程度です。
認定	認定証の付与	認証委員会において審査結果の認証が完了した後、審査認定機関が認定証を付与します。

➤ スケジュール

（スケジュールは審査認定機関によって異なり、変更となる場合があります。）



➤ 申請要件

ガイドライン適合事業所認定の取得を申請するためには、申請要件を満たしていることが必要です。また、審査の対象範囲は事業所単位です。

（例）

1. 厚生労働省が定めたガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用)において、自己診断の結果が全て「◎」(できている)であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
2. 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
3. 現在公的職業訓練を実施しているか、又は将来実施する計画があること。

この他の申請要件(4～10)につきましては、[公式Webサイト](http://www.minkan-guideline-tekigo.info)をご確認ください。

ガイドライン適合事業所認定の詳細については、下記をご確認ください。

[公式Webサイト](http://www.minkan-guideline-tekigo.info) <http://www.minkan-guideline-tekigo.info>

公共職業訓練のうち委託訓練や求職者支援訓練を実施している「民間教育訓練機関」の皆さまへ



「ガイドライン適合事業所認定」※1

の申請受付が始まります！

受付期間：平成30年10月1日～11月30日※2

※1 正式名称は、「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」です。

※2 申請事業所が多数となった場合には、受付を締め切る場合があります。(受付状況など、詳しくは各審査認定機関にお問合せください。)

本年度より、厚生労働省では、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに基づいて公的職業訓練(ハロートレーニング)の質向上に取り組む民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインに対する適合の可否を認定する「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」(以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。)を実施します。

ガイドライン適合事業所認定を取得するには、ガイドライン研修を受講した人員を有し、ガイドラインに基づく自己診断を行うとともに職業訓練サービスの質の保証・向上に努めていることが求められます。なお、審査認定に当たっては、審査認定料と現地審査に係る旅費交通費(実費)が必要となります。詳しくは裏面に掲載されている審査認定機関にお問合せください。

認定取得のメリット

組織内のメリット

① 訓練の質の向上につながる。

- ・業務の明確化・明文化
- ・課題の洗い出し
- ・業務フロー(仕組み)の再構築
- ・訓練の質向上について組織内の意識の共有化
- ・PDCAサイクルを確立・運用することによる、業界を取り巻く環境変化への対応力向上 等

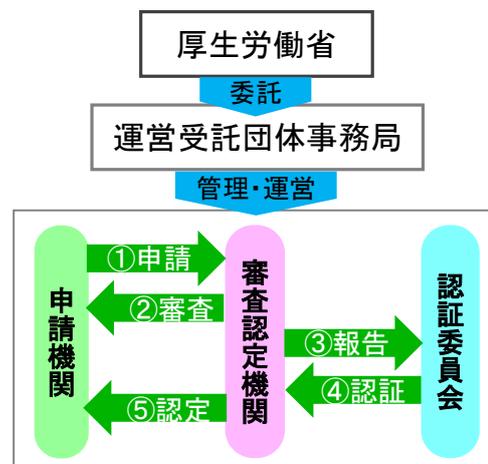
対外的なメリット

② 適合事業所名が公表される。(ガイドライン適合事業所認定の公式Webサイト上)

③ 認定証が付与される。

審査認定の仕組み

- ① ガイドライン適合事業所認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、厚生労働省から委託を受けた審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。(※申請には、審査認定機関が定める所定の審査認定料及びがかかります。)
- ② 申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が事業所を訪問し現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているかを判断し、認定の可否を決定します。
- ③ 審査認定機関は審査結果(認定の可否)を認証委員会へ報告します。
- ④ 審査認定機関による審査結果(認定の可否)を認証委員会が認証します。
- ⑤ 適合の場合には審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。



※ 申請・お問合せ先は、裏面をご覧ください。

「ガイドライン適合事業所認定」制度について、詳しくは下記をご覧ください。

【公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定】

<http://www.minkan-guideline-tekigo.info/index.html>

【厚生労働省ホームページ 職業訓練サービスガイドライン掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html

[jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html)



厚生労働省 人材開発統括官
あしたを拓く人を創る

＜申請事業所の区分と審査認定機関＞

下記の区分の中から各民間教育訓練機関が該当する審査認定機関を選び、ご連絡ください。

区分【1】 専門学校及び各種学校など職業教育訓練を実施している学校法人等 ＜一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(TCE財団)＞

＜審査認定機関の特長＞

当法人は、専修学校等、特に専門学校における教育の発展に寄与することを目的に40有余年にわたり各種の事業を続けてきており、現在は、専門学校の振興はもとより、幅広い教育機関、学習者を対象に、職業教育・キャリア教育の振興に寄与することを目的とした事業活動を行っています。

本事業では、今後、専門学校において学び直しとしての職業教育訓練が拡充されることを念頭に置き、職業訓練サービスガイドライン及び学校評価ガイドラインの両方に記された要求事項・評価事項における

共通性等に配慮しながら、「職業実践専門課程」等、「自己評価・学校関係者評価」を実施する専門学校が“民間教育訓練機関としての職業訓練サービス”の質の保証及び向上を図ることを目的とし、審査認定を行います。

＜お問合せ先＞

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
ガイドライン審査認定事務局 担当: 菅野・武藤
http://www.sgec.or.jp/index_new.cgi
E-mail: g-tekigou@sgec.or.jp Tel:03-3230-4814

区分【2】 資格取得や技能習得を目的とした職業訓練を実施している機関 ＜一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会(JAD)＞

＜審査認定機関の特長＞

当会は、民間教育事業者の団体が結集し、1987年に設立、31年目を迎えました。発足以来産業人の能力開発の促進を通じて、生涯能力開発の推進に寄与して参りました。能力開発カレッジをはじめとしたセミナーや、当会が認定する「優良講座」、そして優良講座修了生を対象とした表彰式を定期的で開催し、社会人の学びやキャリア形成に関する普及啓蒙活動を継続しています。

本事業を通じ、これまで蓄積してきた「資格取得や技能習得を目的とした職業訓練に関する知見」を活用し、民間教育訓練機関の「教育訓練サービスの質の向上」を図ることを目的として、審査認定を行ってまいります。

＜お問合せ先＞

一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会
ガイドライン審査認定事務局 担当: 田野倉
<http://www.jad.or.jp>
E-mail: jad-gl@jad.or.jp Tel: 03-3518-2960

区分【3】 高度な実務人材の養成を目的とした職業訓練を実施している機関 ＜JAMOTE認証サービス株式会社(JAMOTEC)＞

＜審査認定機関の特長＞

当法人では、富士通や日本電気、日立製作所などの日本を代表する企業の人事・研修部門で、社員に対する職業訓練を行った人材や高度な実務人材の育成に長年携わったスタッフを複数有しています。また、これらのスタッフに対して審査認定に関する専門研修を行い、ISO 29990等の審査や平成28年度・平成29年度のトライアルテストの審査員として従事させた実績を有しています。

本事業では、トライアルテストでの審査経験を活かし、また、職場の問題・課題解決等の高度な実務人材の養成事業を行い、かつ、サービス分野の審査経験を有する日本規格協会とも連携・協力し、審査認定を行います。

＜お問合せ先＞

JAMOTE認証サービス株式会社
ガイドライン審査認定事務局 担当: 八木・羽賀
<http://www.jamotec.co.jp>
E-mail: sec@jamotec.co.jp Tel: 03-6228-3445

区分【4】 遠隔地を含む地方都市で職業訓練を実施している機関 ＜JAMOTE認証サービス株式会社(JAMOTEC)＞

＜審査認定機関の特長＞

当法人は、平成24年5月に日本初の民間教育訓練機関等を対象としたISO 29990のサービス認証機関として設立され、これまで延べ全国650拠点を超す事業所の審査を行い、今日に至るまで一貫して民間教育訓練事業者の質の向上に貢献してまいりました。

本事業では、トライアルテストで全国各地の事業所を審査した経験を活かし、審査認定を行います。

＜お問合せ先＞

JAMOTE認証サービス株式会社
ガイドライン審査認定事務局 担当: 八木・羽賀
<http://www.jamotec.co.jp>
E-mail: sec@jamotec.co.jp Tel: 03-6228-3445

平成30年度事業では、各区分ともに30事業所程度(計120事業所程度)の審査認定を予定しています。なお、申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平性を期すために、説明会(<http://jamote.jp/tekigo2018/>)の全日程が終了した1週間後の9/18(火)より受付をいたします。